外来化学療法室における急変時対応の指針

2026 年 6 月 1 日更新

1　本指針の策定、改正について

本指針は化学療法検討委員会により策定した。本指針の改正は、化学療法検討委員会の決定により行う。

2　外来化学療法室における急変時対応について

（1）　緊急時の連絡体制

外来化学療法室で急変事例が発生した場合は、速やかに主治医あるいは当該診療科医に連絡する。また、患者の状態によってはハリーコールを行う。

（2）　急変時対応について

① 過敏症発生時の対応について

インフュージョン・リアクションあるいはアナフィラキシーなどの過敏症発生時は、医療安全マニュアルのアナフィラキシー（即時型アレルギー）治療手順に沿って対応を行う。

② その他の急変時対応について

その他の急変時には、治療を中止し、主治医あるいは当該診療科医が診察を行い適切な対応を行う。

③ 回復後の対応について

アナフィラキシー事例では遅発性アナフィラキシーの可能性があるため、経過観察入院することが望ましい。その他の急変事例では、軽症の場合は主治医あるいは当該診療科医の指示により帰宅あるいは経過観察入院とし、中等症の場合は経過観察入院を推奨、重症の場合は直ちに入院収容とする。

3　外来化学療法室における血管外漏出時の対応について

（1）医師への連絡

外来化学療法室で血管外漏出を発見した場合、速やかに主治医あるいは当該診療科医へ報告する。

（2）　血管外漏出の対処について

血管外漏出時を発見時は、医療安全マニュアルの血管外漏出の対処フローチャートに沿って対応を行う

4　外来化学療法室における急変時情報共有について

外来化学療法室における急変事例発生時は主治医および外来師長に報告する。

5　24 時間対応について

（1）緊急時の電話等での相談等について

患者及び家族より電話相談があった場合、平日は専任看護師又は当該診療科看護師が対応する。夜間や土日祝日は、当直医師が 24 時間対応する。相談内容等に応じて主治医に相談し、返事や対応を行う。

（2）　緊急時の受診・入院について

外来で化学療法中の患者が急な体調変化がある場合は、緊急受診し、必要に応じて入院できるようにベッドの確保を行う。